



2025年2月28日

各 位

会社名 株式会社 東北新社
 代表者名 代表取締役社長 小坂 恵一
 (コード: 2329 スタANDARD市場)
 問合せ先 取締役 沖山 貴良
 電話番号 03-5414-0211 (代表)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関する進捗状況について

当社は、2025年1月17日に開示いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、東北新社従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。その進捗状況について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 2025年1月17日開催の取締役会における決議内容（要旨）

1) 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 3,079,000株（注）
(3) 処分価額	1株につき659円 ※決議日前日2025年1月16日における東京証券取引所当社普通株式の終値
(4) 処分総額	2,029,061,000円（注）
(5) 処分方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 （東北新社従業員持株会 3,079,000株）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

（注）実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大1,199名）及び当社が定める従業員等級に応じて規定する1名当たりの付与株式数（管理職：最大163名3,000株、一般職：最大1,036名2,500株）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

2) 処分の目的及び理由

本持株会に加入する当社及び当社子会社の従業員のうち、対象従業員に対する福利厚生を増進策として、本持株会を通じ当社が処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出し、対象従業員の財産形成の一助とするため。また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めるため。

2. 従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関する進捗状況

本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認を行った結果、現時点における処分する株式の数の見通しは次のとおりです。

	2025年2月28日現在	2025年1月17日開示
(1) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 2,725,500株	当社普通株式 3,079,000株
(2) 処分価額	1株につき659円	1株につき659円
(3) 処分総額	1,796,104,500円	2,029,061,000円
(4) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による (東北新社従業員持株会2,725,500株)	第三者割当の方法による (東北新社従業員持株会3,079,000株)

上記のとおり、割当予定先を本持株会とした譲渡制限付株式として処分する自己株式の数は、当社普通株式2,725,500株、2024年12月31日現在の発行済株式総数140,206,002株に対するその割合は1.94%（小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）となる見通しです。また、この結果、流通株式比率は、2024年12月31日時点での当社株主名簿を前提とした23.86%（2024年3月31日時点での同比率は23.31%）から改善し、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準である流通株式比率25.0%を上回る見通しです。

3. 今後の予定

今後、処分期日である2025年3月21日の前日までに当社と本持株会との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、本自己株式処分が行われる予定です。また、処分期日である2025年3月21日に改めて処分する株式の数及び処分総額等を開示する予定です。

以上